

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月1日認可した。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池下西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）盲神池地区
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（区画整理事業）北岡地区